



令和7年度 富士見町保育園入園案内

	受付期間	申込方法
申込希望調査	9月2日(月)～9月30日(月)	オンライン申込
入園申込	10月各日	第一希望の保育園にて申込 ※園ごとに受付日程が異なります(次ページ参照)

目次



1. 入園申込みの日程について	2
2. 保育園について.....	3
3. 入園できる児童について	4
4. 保育を必要とする事由.....	5
5. 保育の利用時間について	6
6. 申込みに必要な書類	7
7. 保育料について.....	8
8. 長時間保育、預かり保育等について	12
9. その他.....	13
新入園児の食材摂取状況確認について.....	15
提出書類 チェックシート.....	16

富士見町子育て施設紹介動画

保育園や子育て施策を紹介しています。
二次元バーコードからご覧ください。

<https://www.youtube.com/watch?v=ClOu0qTo1uA&t=185s>



〒399-0292

長野県 諏訪郡 富士見町 落合 10777

富士見町役場 子ども課 幼児保育係

TEL 0266-62-9237(係直通)

1. 入園申込みの日程について

日程	内容	詳細
9月2日(月)から 30日(月)まで	資料配布 申込希望調査回答	申込人数の把握のため、 必ず 回答をお願いします。 (回答は右の二次元コード、または別紙参照)



10月各日	入園申込 書類確認及び児童の面接を行います。必要書類をご準備の上、当日は入園児童と一緒に父または母がお越しください。 右の日程表を確認の上、第1希望の保育園にて受付いたします。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>日時</th> <th>保育園</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10月11日(金) 14:15~15:30</td> <td>富士見</td> </tr> <tr> <td>10月16日(水) 14:30~15:30</td> <td>落合</td> </tr> <tr> <td>10月17日(木) 14:15~15:30</td> <td>本郷</td> </tr> <tr> <td>10月22日(火) 14:30~15:30</td> <td>境</td> </tr> <tr> <td>10月24日(木) 14:15~15:30</td> <td>西山</td> </tr> <tr> <td>10月31日(木) 10:30~11:30</td> <td>おうち園 かめさん</td> </tr> </tbody> </table>	日時	保育園	10月11日(金) 14:15~15:30	富士見	10月16日(水) 14:30~15:30	落合	10月17日(木) 14:15~15:30	本郷	10月22日(火) 14:30~15:30	境	10月24日(木) 14:15~15:30	西山	10月31日(木) 10:30~11:30	おうち園 かめさん
		日時	保育園													
10月11日(金) 14:15~15:30	富士見															
10月16日(水) 14:30~15:30	落合															
10月17日(木) 14:15~15:30	本郷															
10月22日(火) 14:30~15:30	境															
10月24日(木) 14:15~15:30	西山															
10月31日(木) 10:30~11:30	おうち園 かめさん															
上記日程の申込日に来られない方は、 必要書類を10月中に子ども課幼児保育係または第一希望の保育園へ提出 してください。																

11月~1月	調査・確認・審査	保育が必要な状況等について、確認・調査をします。 書類審査により確認した状況に基づき、 <u>申込者が定員を上回る際には、第2・第3希望の保育園への入園調整をする場合があります。</u>
--------	----------	--

令和7年 2月1日(土) ※落合保育園のみ 2月4日(火)	1日入園	全園で1日入園があります。お子さんと一緒にご案内をした保育園へお越しください。入園事前説明があります。
--	------	---

令和7年 4月1日(火)	入園式(予定)	例年4月上旬にならし保育と家庭訪問を行っています。保育料金については、令和7年4月中にお知らせします。
-----------------	---------	---

● 保育園の見学について

町立保育園の見学を希望する場合には、以下の方法があります。詳細は各保育園にお問合せください。
 ※おうち園かめさんの見学については、施設に直接お問い合わせください。

- ① 「未就園児の会」に参加する(右記二次元コード参照)
- ② 園庭開放に参加する(月・金曜日 9時~10時)
- ③ 保育園に直接連絡して、見学する。



2. 保育園について

保育園は、保護者の委託を受けて、保育が必要な児童をお預かりし保育することを目的とする施設です。富士見町で申込を受け付ける保育園及び家庭的保育事業は以下のとおりです。

保育所等	住所	電話番号	定員	開所時間	土曜日保育	3歳未満児入園	一時保育
富士見保育園	富士見 4654番地	62-2422	160	7:30~ 18:45	7:30~ 18:30	○	○
西山保育園	富士見 7507番地3	62-4316	110			○	○
本郷保育園	立沢 5116番地2	62-4130	110			○	○
境保育園	境 7749番地2	64-2159	60			富士見保育園にて実施 2歳児のみ (3歳以上との混合保育の場合もあり)	○
落合保育園	落合 6203番地	62-2602	25				○
おうち園かめさん (家庭的保育事業)	子育て支援拠点 AiAi 内にて	62-5505	5	8:15~ 17:30	×	○ (3歳未満児のみ)	×

※ 通常の保育時間は、8:00~16:00です。8時以前や16時以降に保育園を利用する場合は、一定の要件や申請が必要です。

※ 落合保育園は現在非常に少人数となっております。保育士が保育園児ひとりひとりと、より向き合うことができる環境となっておりますので、ぜひご検討ください。

● 令和7年度のクラスについて

お子さんの該当クラスをご確認の上、お申込みください。

クラス	生年月日	保育を必要とする期間(4月~就学まで利用する場合)
0歳児	令和6年4月2日~	令和7年4月1日~令和13年3月31日
1歳児	令和5年4月2日~令和6年4月1日	令和7年4月1日~令和12年3月31日
2歳児	令和4年4月2日~令和5年4月1日	令和7年4月1日~令和11年3月31日
3歳児	令和3年4月2日~令和4年4月1日	令和7年4月1日~令和10年3月31日
4歳児	令和2年4月2日~令和3年4月1日	令和7年4月1日~令和9年3月31日
5歳児	平成31年4月2日~令和2年4月1日	令和7年4月1日~令和8年3月31日

3. 入園できる児童について

保育園に入園できる児童は、「子ども子育て支援新制度」に基づいて、保護者が保育を必要とする事由に該当する、下記の2号・3号認定された児童です。なお、通園できる期間は基準により異なり、入園後に基準を満たさなくなった場合は通園ができなくなります。通園できる期間は保育を必要とする事由（次ページ参照）に該当する期間となります。定員管理に問題がなければ、1号認定児童も入園できます。

認定区分	1号認定	2号認定	3号認定
対象	保育を必要とする事由に該当しない満3歳以上児	保育を必要とする事由に該当する満3歳以上児	保育を必要とする事由に該当する0歳～2歳児
主な利用施設	<ul style="list-style-type: none"> • 保育所 • 幼稚園(※) • 認定子ども園(※) 	<ul style="list-style-type: none"> • 保育所 • 認定子ども園(※) 	<ul style="list-style-type: none"> • 保育所 • 家庭的保育事業 • 認定子ども園(※)
利用時間	8時～12時 <ul style="list-style-type: none"> • 16時までの保育を希望する場合は、「預かり保育(p.11)」の申請が必要です。 • 長時間保育、土曜保育、希望保育は利用できません。 	保護者の就労時間等により、以下の2種類に区分されます。 <ul style="list-style-type: none"> • 保育標準時間：1日11時間まで利用可能 (就労の場合、月間120時間以上の勤務が必要) • 保育短時間：1日8時間まで利用可能 (就労の場合、月間64時間以上の勤務が必要) 	

※富士見町に該当の施設なし

● 3号認定について

月齢11か月の児童から受け入れができます。受け入れできる人数も限られますので、年度途中での新たな申込みの入園は難しい場合があります。(満3歳になると2号認定になりますが、保育料やクラスは変わりません)

※ 近年、3歳未満児の入園希望者が増加していることから、私的契約児(指摘契約時の説明)の受付は行っておりません。



4. 保育を必要とする事由 (次のいずれかに保護者(両親とも)が該当することが必要です)

保育を必要とする事由確認のために、就労区分や事由に応じた書類を提出していただきます。また、同居の親族などが児童を保育することができる場合、利用の優先度が調整される場合があります。

入園理由	具体的な要件	通園できる期間
就労	1か月あたり64時間以上労働することを常態とし、フルタイムのほか、パートタイム、自営業、居宅内の労働など、基本的にすべての労働を含み、労働に見合った対価を給与又は報酬として受け取っていること	就労をしている期間
妊娠・出産	妊娠中であるか又は出産後間がないこと	<ul style="list-style-type: none"> 2号認定 産前は2か月・産後は出産日の翌日から12か月の日のある月末まで。 3号認定 産前は2か月・産後は出産翌月を1か月目として3か月、双子以上の場合4か月まで。
保護者の疾病	保護者が疾病、負傷、精神もしくは身体に障がいをもっていること	療養等に必要だと医師が認めた期間
家族の介護	長期にわたり疾病の状態にある、又は精神もしくは身体に障がいのある親族を常時介護していること	介護・看護に必要と認められる期間
家庭の災害	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること	地震・火災・風水害等で災害復旧に必要な期間
求職中	求職活動を継続的に行っていること ※入園申込時に求職活動で申請する場合は、入園月中に就労開始の方が優先となります。	求職活動開始後最長3か月 ※3号認定で、認定終了後に就労しない場合は退園となります。 ※認定は年度で1度のみです。
就学	保護者が専修学校・各種学校等教育施設に在学中であること。職業訓練校で職業訓練を受けていること ※カルチャースクールや趣味の講座は除く	在学している期間
DVや虐待のおそれがあること	DVや虐待を受けている(富士見町要保護児童対策協議会で支援が必要と認められた児童)	必要な期間
育児休業取得時にすでに保育を利用している	育児休業取得時にすでに保育を利用している2号認定の児童がいて継続利用が必要であること	2号認定の5歳児が対象です。3・4歳児は、出産後1年までは妊娠・出産理由とし、その後継続利用の場合は、1号認定に変更となります。
その他	町長が認める上記要件に類する状態にあること	必要な期間

※ 保育園の定員に余裕がないときなどは、入園できない場合や希望する保育園に入園できない場合もありますのでご承知願います。

※ 申込書の記載事項に変更が生じた際は必ず届け出をしてください。(認定や料金への反映は翌月以降となります。)

5. 保育の利用時間について

2号・3号認定を受ける方は、保育の必要量によって以下のように「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます。

区分	利用時間	必要な就労時間等	長時間保育
保育標準時間	最長 11 時間	月 120 時間以上	利用不可
保育短時間	最長8時間	月 64 時間以上 120 時間未満	利用可能 (別途料金がかかります)

※利用可能時間は、保育園が開園している時間(7:30~18:45)の範囲での利用となります。

● 利用時間のイメージ

利用例	7:30	8:00	12:00	14:00	16:00	16:30	18:30
Aさん 標準時間利用	← 保育標準時間 (11 時間) 利用 →						
Bさん 短時間利用	← 保育短時間 (8 時間) の利用 →						
Cさん 短時間利用 +長時間保育 (1 時間)	長時間 保育30分	← 保育短時間 (8 時間) の利用 →					長時間 保育30分
Dさん 1号認定 教育標準時間 (4 時間)+預か り保育(4 時間)	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">← 教育標準時間 (4 時間) 利用 →</div> <div style="text-align: center;">預かり保育 4 時間</div> </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; margin-top: 10px; width: fit-content; text-align: center;"> 1号認定の方は長時間・土曜・希望保育は利用できません。午後の預かり保育は別途申請が必要です。 </div>						

6. 申込みに必要な書類（黒ボールペンで記入）

裏表紙にあるチェックシートで必ずチェックをしてから提出してください。

- ① 施設型給付費・地域型保育費等支給認定申請書兼入園申込書（児童1人につき1枚）
- ② 入園申込書附表（児童1人につき1枚）
- ③ 申請者の本人確認のできるもの
- ④ 世帯員全員のマイナンバーカード、通知カード、個人番号通知書、マイナンバー記載の住民票などマイナンバーが分かるもの（メモ等は不可）
- ⑤ 口座振替依頼書（すでに保育料の口座登録をされている方は不要）
- ⑥ 保育の必要性を確認する書類（下記表を参照）※1号認定の方は提出不要
 ※児童の父母、同居している60歳未満の家族（祖父母）も証明が必要です。
- ⑦ 世帯に療育手帳又は身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者がいる場合は手帳の写し
 特別児童扶養手当や障害基礎年金の支給対象者がいる場合には証書等の写し

必要書類 申請区分	就労証明書	母子手帳の写し	医師の診断書	罹災証明書	求職活動証明書	在学（在籍）証明書	その他（手帳や証書、確定申告書の写しなど）	備考
就労	○							勤務先に記入してもらい、提出してください。
就労 内職・自営等 （国保加入）	○						△	就労証明書にご自身で正確に記入してください。 就労状況が確認できる書類（確定申告書や出来高証明書）を求める場合があります。
就労内定 （現時点で就労していない）	○							勤務内定先で証明を発行してもらい提出してください。 勤務開始後速やかに勤務先にて就労証明書への証明を受け、提出してください。
妊娠・出産		○						表紙と出産予定日・または出産日がわかるページをコピーしてください。
保護者の疾病等			○				△	医師から診断された治療見込期間が入園期間です。障害者手帳などがある方は写しを添付してください。書類は幼児保育係にあります。
家族の介護等			○				△	医師から診断された治療見込期間が入園期間です。障害者手帳・ケアプランがある方は写しを添付してください。
家庭の災害				○				罹災証明書を添付してください。
求職中					○			有効期間は証明日より3カ月間です。有効期間内に就労証明書の証明を受け提出してください。
就学						○		専修学校・各種学校等教育施設に在学している証明書を提出してください。
育児休業	○						△	就労証明書と合わせて、育児休業中であることを証明するものを提出してください。（就労証明書内の記載でも可）
その他								幼児保育係へご相談ください。

各証明書の発行が提出期限に間に合わない場合は、事前にご連絡いただければ対応いたします。

7. 保育料について

保育料は父母およびそれ以外の扶養義務者の市町村民税と児童の認定により決定します。

※ 1号認定、2号認定および3号認定第1・2階層の方は幼児教育・保育無償化で、保育料が0円になります。

ただし、主食費・副食費・長時間保育・預かり保育料を利用する場合には保護者のご負担となります。

※ 市町村民税所得課税額は保護者の収入(両親がいれば両親)で決定しますが、保護者以外でも、世帯内に別に生計中心者がいると判断される場合は、生計の中心者の収入で判断します。

【1号認定料金表】(3歳以上児・保育の必要性のない世帯)

階層	定義	4時間保育料 (12時まで)	主食費	副食費	預かり保育 (16時まで)	
第1	生活保護世帯	0	1,100	0	4,000	
第2	市町村民税非課税世帯	0	1,100	0	4,000	
第3	市町村民税所得割課税額	77,100円以下	0	1,100	0	4,000
第4		211,200円以下	0	1,100	4,500	4,000
第5		211,201円以上	0	1,100	4,500	4,000

【2号認定料金表】(3歳以上児・保育を必要とする世帯)

階層	定義	保育標準時間 (最長11時間)	保育短時間 (8:00~16:00)	主食費	副食費	長時間保育						
						1時間以内	2時間以内					
第1	生活保護世帯	0	0	1,100	0	0	0					
第2	市町村民税非課税世帯	0	0	1,100	0	0	0					
第3	市町村民税所得割課税額	48,600円未満	0	0	1,100	0	500	1,000				
		48,600円未満かつひとり親世帯等					0	0				
第4	市町村民税所得割課税額	48,600円以上77,101円未満かつひとり親世帯等	0	0	1,100	0	300	600				
		48,600円以上57,700円未満					0	0	1,100	4,500	1,000	2,000
		57,700円以上77,101円未満										
第5	169,000円未満	0	0	1,100	4,500	1,500	3,000					
第6	301,000円未満	0	0	1,100	4,500	1,500	3,000					
第7	397,000円未満	0	0	1,100	4,500	1,500	3,000					
第8	397,000円以上	0	0	1,100	4,500	1,500	3,000					

※ 下記に該当する場合は副食費が免除されます。

1号認定： 市町村民税所得割課税額 77,101円以上の世帯で、小学校3年生の子どもから数えて、3人目以降の子ども

2号認定： 市町村民税所得割課税額 77,101円以上の世帯で、小学校就学前の子どもから数えて、3人目以降の子ども

【3号認定料金表】（3歳未満児）

階層	定義	保育標準時間 (最長11時間)	保育短時間 (8:00~16:00)	長時間保育		
				1時間以内	2時間以内	
第1	生活保護世帯	0	0	0	0	
第2	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	
第3	48,600円未満	19,000	17,500	500	1,000	
	48,600円未満 かつひとり親世帯等	7,000	7,000	0	0	
第4	市町村民税所得割課税額	48,600円以上 77,101円未満	30,000	27,000	1,000	2,000
		77,101円以上 97,000円未満	30,000	27,000	1,000	2,000
		77,101円未満 かつひとり親世帯等	7,000	7,000	300	600
第5	169,000円未満	44,500	40,000	1,500	3,000	
第6	301,000円未満	61,000	56,500	1,500	3,000	
第7	397,000円未満	68,900	64,400	1,500	3,000	
第8	397,000円以上	71,500	67,000	1,500	3,000	

※ 3号認定の副食費・主食費は保育料に含まれています。

※ この表において、市町村民税所得割課税額を計算する際、調整控除以外の税額控除（寄附金税額控除、配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除等）は適用されません。

※ 多子世帯や低所得世帯、ひとり親世帯等は、保育料が軽減される場合があります。詳細は次ページ以降をご確認ください。



保育料の軽減について

以下の世帯に該当する場合は、保育料が軽減されます。軽減対象と軽減額は以下のとおりです。

※最も軽減率の高い減免のみ適用されます。2つ以上の減免が重複して適用されることはありません。

● 多子世帯や低所得世帯

市町村税所得割課税額	第1子	第2子	第3子以降
57,700 円未満	通常の保育料の半額	無料	無料
57,700 円以上	通常の保育料	通常の保育料の半額	無料

● ひとり親世帯等

市町村税所得割課税額	第1子	第2子	第3子以降
57,700 円未満	通常の保育料の半額	無料	無料
77,101 円未満	通常の保育料	無料	無料
77,101 円以上	通常の保育料	通常の保育料の半額	無料

※「ひとり親世帯等」は、以下に該当する世帯をいいます。

(ア)配偶者のいない者で現に児童を扶養している者の世帯

(イ)在宅障がい児(者)のいる世帯で次に掲げる児(者)を有する世帯

ア 身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当の支給対象児・障害基礎年金等の受給者

(ウ)困窮していると町長が認めた世帯

お子さんの数え方

- ・「保護者と生計を同一」とするお子さん(満18歳未満)で、年齢が上のお子さんから、第1子、第2子…と数えます。
- ・ 保育園等に入所していなくても、数える対象となります。

お子さんの数え方の例

	20歳	14歳	10歳	5歳	2歳
所属	大学生	中学生	小学生	保育園児	保育園児
数え方	対象外	第1子	第2子	第3子	第4子

保育料の算出方法及び納入方法について

● 保育料の算出方法

市町村民税に応じて、年度途中で保育料を切り替えます。

	令和 7 年 4 月～8 月	令和 7 年 9 月～令和 8 年 3 月
参照する年度	令和 6 年度(2023 年度) 市町村民税額で算定	令和 7 年度(2024 年度) 市町村民税額で算定

※所得の申告がないと保育料の算定ができません。

● 保育料の納入方法

次のいずれかの方法にて納入してください。特別な事情がない限り、口座振替をご利用ください。

① 口座振替・・・金融機関口座から引き落とされます。

※ 口座振替日は、毎月末日です。月末が休日の場合は、翌営業日が引落日となります。

② 直接納入(納付書払い)・・・役場会計室または、金融機関の窓口にて納入してください。

● 保育関係費の通知について

- ・ 保育関係費についての通知は、4 月中旬と、保育料の切り替えのある9月上旬に通知します。
- ・ 納付書払いの方は、毎月納付書をお届けしますが、口座振替をご利用される方へは毎月の通知はありませんので、保育料決定通知書又は、保育料変更通知書で金額を確認していただき、振替口座が残高不足にならないようご注意ください。



8. 長時間保育、預かり保育等について

● 長時間保育について(2号・3号認定かつ短時間認定の方)

保護者の勤務等の都合により、通常の保育時間内に送迎ができない場合に長時間保育を実施します。
長時間保育を利用できるのは、短時間認定の方に限ります(1号認定の方は利用できません)。

実施日:	月曜日～土曜日
実施時間:	7:30～8:00 16:00～18:00

※ 長時間保育の利用は、朝と夕方の合計時間が2時間までです。

例: 7:30～8:00(30分)と16:00～18:00(2時間) ⇒ 利用できません。

7:30～8:00(30分)と16:00～17:30(1.5時間) ⇒ 利用可能です。

※ 利用料は、保育料表をご確認ください。申請した月は利用しなくても料金がかかります。

※ 利用開始と解除には時間を要しますので、1か月前には申請書の提出をお願い致します。

※ 保育標準時間の要件に該当する方は、認定変更をすることで、最長11時間まで預かることができます。(別途申請が必要です。)

● 土曜保育・希望保育について(1号認定以外)

土曜保育は富士見保育園での集中保育にて行います。就労等で利用を希望するご家庭は、各園にてお申し込みください。また、希望保育として、年間に数日(お盆や年度末など)希望児童のみ受け入れる日があります。利用を希望するご家庭は実施日やお申込み方法について各園とご相談ください。

● 預かり保育について(1号認定のみ)

1号認定の通常保育時間は午前のみとなります。預かり保育(午後の保育)を希望する場合には、申請書を提出してください。(書類は、幼児保育係、各保育園でお渡します。)

※ 任意の申請のためこちらから個別に意思確認は行いませんので、利用希望者は必ず入園までに申請してください。

※ 利用料は料金表をご確認ください。

9. その他

● **ならし保育について**

保育園に初めて入園する場合、ならし保育(児童が保育園や保育士に慣れていくための期間)から始めて、一日預かりへと伸ばしていきます。年度途中からの入園を希望される方のならし保育期間は、相談のうえ決定いたします。

※例年、ならし保育期間は4月入園式の翌登園日から数日間となります。

● **保育園での怪我等について**

保育所内や登園・降園時に起きた児童の負傷等に対して共済給付(独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済)が適用されます。掛け金は町が全額負担しています。

※交通事故は対象となりません。

● **一時保育について**

保護者の疾病、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭等の理由により、緊急又は一時的に家庭保育の困難な児童の保育を行います。詳細は子ども課幼児保育係までご相談ください。また、保育園の行事等により、受け入れできない場合もありますので、希望される場合には早めにご相談ください。

利用の料金等は以下のとおりです。

- 保育日数 おおむね週3日(月12日程度)まで
- 保育時間 8時00分～16時00分
- 利用料金は下記のとおりです。

年齢	4時間以内	8時間以内	すくすく広場 (4時間以内)	延長料金 (1時間当たり)
3歳未満児	1,300円	2,600円	650円	325円
3歳以上児	800円	1,600円	—	200円

● **「すくすく広場(母子通園施設)」について**

ふじみら5歳児すこやか相談や保育園での生活の中で、保護者の方がすくすく広場での活動を希望された児童に対して、静かな環境の中(旧落合小学校の教室)で個々の育ちに合わせた専門スタッフによる指導が受けられます。各保育園へご相談ください。

● **広域入所・新制度に移行していない施設等への入所について**

保護者の就労等の理由によりやむを得ない場合は、他市町村の保育園への入園、他市町村からの受け入れ制度があります。ただし、施設のある市町村に住む児童が最優先となるため、受け入れ先の保育園の定員に空きがある場合に限りです。(契約は1年ごと)

市町村によって申込みの時期が異なりますので、希望される場合は施設のある市町村へ必ずご確認ください。

また、子ども・子育て支援新制度に移行していない教育施設の利用を希望し、無償化の対象となるためには、申請書を提出し認定を受ける必要があります。詳しくは、子ども課幼児保育係までお問い合わせください。

- **病児・病後児保育について**

病気または病気回復期の保育が出来ない期間にある児童を、一時的にお預かりしています。利用には原則、事前の登録と医師の診察が必要となりますので、幼児保育係又は富士見高原病院までお問い合わせください。

- **障がい児保育について**

心身に障がいのある児童も、保育園児と一緒に生活することで、共に育ち合っていくことを願い、受入しています。入園にあたっては、関係機関で入園可否や保育方法等について十分検討しますので、ご相談ください。

- **家庭的保育事業について**

令和4年4月から、町内において家庭的保育事業が開始されました。家庭的保育事業は、児童福祉法に基づき、町の認可を受けた事業者が3歳未満児の保育を行う公的な事業です。町立保育園の入園と一緒に入園調整を行います。事前に見学等を希望される方は、施設へ直接ご相談ください。

- **認可外保育施設等の町内保育施設について**

富士見高原病院の「すずらん保育園」・NPO 法人ふじみ子育てネットワークの野外保育「森のいえぼっち」があります。入園を希望される方は各施設へお申し込みください。

- **<すずらん保育園保育料差額負担事業>**

- すずらん保育園の保育料と町立保育園の保育料を比べて、すずらん保育園の保育料が高い場合、その差額を町が負担します。

- **富士見町家庭子育て支援補助金について**

3歳未満の第2子以降の児童を家庭において家族が子育てする家庭に対し補助金支給するものです。

<第2子>月1万円 <第3子>月2万円

※すでに支給を受けている方は入園にあわせて支給資格が喪失します。

- **令和6年1月1日以降に富士見町へ転入した方**

申込みの際に令和6年1月1日に住民票があった市町村(申込時点で未転入の方は転入予定日)を確認させていただく必要があります。※課税対象市町村がマイナンバーを使った情報連携に対応していない場合は令和6年度と令和7年度の所得・課税・扶養証明書の提出が必要です。

- **年度途中で入園、退園、その他申請内容が変更される方へ**

就労状況や利用時間の変更などがある場合には、事務手続きの都合上、1か月前までには書類を提出するようご協力ください。ただし、緊急性がある場合などは子ども課幼児保育係へご相談ください。

- **現況届について**

保育園をご利用の方は年1回(1月ごろ予定)現況届を提出していただく必要があります。この現況届は翌年度の継続意向確認に加えて、保育を必要とする事由に該当しているかの確認を兼ねています。

新入園児の食材摂取状況確認について

保育園での食物アレルギー発症のリスクを減らすために、「給食で初めて口にする」危険をなくすることが重要になります。下記一覧は、給食で使用するアレルギー特定原材料28品目に関連した食材です。安心して給食を食べていただくために、入園までにご家庭でお試しいただきますようご協力をお願いいたします。

ご家庭で下記の食品・食材を確認いただけただこととして、給食での提供について保護者の方の了承を得ています。「食材確認書」を、一日入園の通知に同封いたしますので、そちらに保護者名をご記入いただき保育園へ提出くださいますようお願い申し上げます。

【給食で使用するアレルギー特定原材料及び、関連する食品・食材】

穀類	小麦(パン、麺等)
いも類	山芋(お好み焼き粉、はんぺん等に使われています)
豆類・大豆加工品	大豆 豆腐 きな粉 その他大豆製品
種実類・木の实	ごま
野菜類	トマト
果実類	オレンジ バナナ りんご パイナップル もも メロン すいか 梨 ぶどう 柿
魚介類	たら その他白身魚(カレイ等) 鮭 その他赤身魚(ツナ缶、かじき、かつお等) さば その他青背魚(いわし、さんま、あじ等) いか(2歳児クラス以上) えび(2歳児クラス以上)
水産練り製品	かにかま等(2歳児クラス以上)
肉類	豚肉 鶏肉
卵類	鶏卵、マヨネーズ
牛乳・乳製品	牛乳、チーズ、ヨーグルト、生クリーム、バター等
市販の菓子類	ゼラチン(市販のゼリー、マシュマロ等に使われています)

- ご家庭で2回以上試していただくのが理想的です。
- 0、1歳児のお子さんは月齢、発達に応じて、色々な種類の食品・食材を取り入れながら、離乳をお進めください。食べてよいもの、悪いものについては、保健センターよりお配りされている「あんしん離乳食 BOOK」をご確認ください。

提出書類 チェックシート

番号	必要書類	注意点など	チェック
1	施設型給付費・地域型保育費等支給認定申請書兼入園申込書	児童1人につき1枚ずつ記入	
2	入園申込書附表	児童1人につき1枚ずつ記入	
3	申請者の本人確認のできるもの	<ul style="list-style-type: none"> • 受付時に確認します。 • コピーの提出は不要 	
4	世帯員全員のマイナンバーカード、通知カード、個人番号通知書、マイナンバー記載の住民票などマイナンバーが分かるもの	<ul style="list-style-type: none"> • 受付時に申請書の内容と相違がないか確認します。 • メモ等は不可 • コピーの提出は不要 	
5	口座振替依頼書	すでに登録してある場合は提出不要	
6	保育の必要性を確認する書類（就労証明書など）	<ul style="list-style-type: none"> • 児童の父母、同居している60歳未満の祖父母は全員提出 • 1号認定は提出不要 • 詳細は7ページを参照 	
7	世帯に以下の所持者や受給者がいる場合 <ul style="list-style-type: none"> • 療育手帳の写し • 身体障害者手帳の写し • 精神障害者保健福祉手帳の写し • 特別児童扶養手当証書の写し • 障害基礎年金証書の写し 	所持、受給している場合のみ提出	